

## 医師賠償責任保険等契約一式にかかる入札仕様書

### 1. 件名

社会福祉法人恩賜財団済生会江津総合病院の医療行為および医療施設の管理・運営・業務等に起因する損害賠償責任保険（医師賠償責任保険）および医療事故調査制度で義務付けられる、「院内調査」の実施によって発生する費用を補償する費用保険（医療事故調査費用保険）

※以下、両保険をあわせて「医師賠償責任保険等」という。

### 2. 保険契約の基本事項

契約者 社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院

被保険者 社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院

保険期間 始期 令和2年4月30日午後4時

終期 令和3年4月30日午後4時 以後4年間は1年ごとに契約を更新する。

※保険期間の間で、事故や訴訟等が発生した場合は、保険期間を延長する場合がある。

契約更新 契約更新については以下条件を満たすこと

- ① 更新時に病床数の変化、損害率によるメリ・デメテーブルの適用、保険商品の改定等以外の理由によって保険料が不当に高くないこと
- ② 事故および紛争処理の手続きが円滑に行われていること
- ③ 事故防止活動への協力が十分に行われていること
- ④ 保険会社の経営状況の変化等により契約更新することが当病院に不利益を与える恐れがないこと

保険種目 医師賠償責任保険および医療事故調査費用保険

保険種目の名称や約款の名称は問わないが、医師賠償責任保険および医療事故調査費用保険に係る保険で、本仕様書の要件を満たし、求める内容を満たすものであること。

### 3-1. 「医師賠償責任保険」の内容等

<1> 医師賠償責任保険医師特約（以下本仕様書において「医師特約」という。）

#### ア 保険内容

病院又はその使用人その他業務の補助者が、日本国内において行った医療行為により患者の生命又は身体に障害を与えた場合に、契約者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に係る費用及び損害賠償責任についての争訟に係る費用を補填するもの

#### イ 損害に係る補償限度額

別添2を参照

<2> 医師賠償責任保険医療施設特約（以下本仕様書において「医療施設特約」という。）

#### ア 保険内容

病院が所有、使用又は管理する医療施設（建物、設備）の使用及び管理上の事故、その業務等による事故により第三者の身体に障害を与えた場合、又は衣服、持ち物等財物に破損等を与えた場合に、契約者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に係る費用及び損害賠償責任についての争訟に係る費用を補填するもの

イ 損害に係る補償限度額

別添2参照

<3>勤務医師包括担保追加条項（以下、本仕様書において「勤務医包括」という。）

ア 保険内容

病院の勤務医師が病院の業務として行った医療上の過失によって、患者の生命又は身体に障害を与えた場合に、勤務医師個人が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に係る費用及び損害賠償責任についての争訟に係る費用を補償するもので、病院の勤務医師を包括的に被保険者とするもの。

※刑事弁護士費用の補償を付帯すること

イ 損害に係る補償限度額

別添2を参照

<4><1><2><3>以外の補償

医師特約、医療施設特約、勤務医包括（刑事弁護士費用を含む）以外の補償で追加保険料を必要とする特約は付帯しない。また、本仕様書に記載のない補償内容を縮小する引受方式や特約条項等の付帯はしないこと。

3-2. 「医師賠償責任保険」の保険料等

<1> 保険料算出根拠

ア 病床区分ごとの病床数

病床区分	病床数
一般病床	120床
療養病床	100床
精神病床	0床
老健・結核病床	0床

イ 保険金の受取状況

判明している過去5年度の保険金の受け取りはありません。

年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	既発生未払
受取保険金	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

ウ その他の算出根拠

ア、イ以外の項目で保険料算出に必要な項目、情報がある場合は質疑応答書にて問い合わせをすること。

<2> 保険料

入札書には、令和2年度契約の年間保険料（一時払）について金額を記入すること。

- ・保険料以外に提案内容により当病院が負担する費用（団体加入費用等）がある場合には、提案書へ明記をすること。

<3> 保険料支払方法

選定した引受保険会社で協議のうえ定める。

4-1. 「医療事故調査費用保険」の内容等

ア 保険内容

医療事故調査制度に則って第三者機関（医療事故調査・支援センター）に事故発生の報告が必要な医

療事故が発生し、医療事故調査・支援センターに報告、受付がされた場合に、医療事故調査制度で義務付けられる、「院内調査」の実施によって発生する費用を補填するもの

イ お支払いする主な保険金

- ①解剖・Ai（※1）の実施に関する費用
- ②①の実施に際して発生した、遺体の保管・搬送費用
- ③院内調査委員会に招聘する有識者（外部委員）に係る交通費・謝金
- ④医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用（20万円限度）
- ⑤その他、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用

（※1）Ai とは、Autopsy imaging の略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体に CT や MRI などの画像診断機器を用いた死因究明システムです。

ウ 補償限度額

1 事故・期間中限度額 500 万円

エ その他

本仕様書に記載のない補償内容を縮小する引受方式や特約条項等の付帯はしないこと

4-2. 「医療事故調査費用保険」の保険料等

< 1 > 保険料算出根拠

ア 病床区分ごとの病床数

病床区分	病床数
一般病床	120 床
療養病床	100 床
精神病床	0 床
老健・結核病床	0 床

イ 保険金の受取状況

判明している過去5年度の保険金の受け取りはありません。

ウ その他の算出根拠

ア、イ以外の項目で保険料算出に必要な項目、情報がある場合は質疑応答書にて問い合わせをすること。

< 2 > 保険料

入札書には、令和2年度契約の年間保険料（一時払）について金額を記入すること。

- ・保険料以外に提案内容により当病院が負担する費用（団体加入費用等）がある場合には、提案書へ明記をすること。

< 3 > 保険料支払方法

選定した引受保険会社で協議のうえ定める。

5. 使用約款

使用する約款については保険以下のとおりとする。なお、入札参加にあたっては、該当する各約款を提示すること。

< 1 > 医師賠償責任保険

各保険会社が使用する賠償責任保険普通保険約款および各種特別約款又は特約条項による。

また、保険期間中に発見された事故又は保険期間中に損害賠償請求を受けた事故に係る損害に対して保険支払  
適応となる約款であること。(発見ベース約款か、損害賠償請求ベース約款かは問わない。)

< 2 >医療事故調査費用保険

各保険会社が使用する費用・利益保険普通保険約款および医療事故調査費用保険特約条項による。

以上